

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表 [負担割合 1 割]

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①介護予防通所リハビリテーション費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算<6 級地>を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

※『新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価』として、令和 3 年 9 月末まで基本料金の 0.1% を乗じた金額をご負担いただきます。

① 介護予防通所リハビリテーション費 ② - 1 加算項目 (原則加算)

介護認定	月 額
要支援 1	2,120 円
要支援 2	4,130 円

加 算 項 目	月 額	詳 細
科学的介護推進体制加算	41 円	利用者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を厚生労働省へ提出してフィードバックを受け、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど必要な情報を活用している場合
サービス提供体制強化加算 (I) イ	要支援 1	90 円
	要支援 2	181 円
		介護職員のうち介護福祉士が 50%以上を占める場合
介護職員処遇改善加算 (I)	(1) の基本料金の合計額に対し、4.7% を乗じた金額	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1) の基本料金の合計額に対し、2% を乗じた金額	

② - 2 加算項目 (該当箇所のみ加算)

加 算 項 目	月 額	詳 細
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始後 6 カ月以内	580 円	生活行為の向上に向けて、自宅など実際の生活場面における評価を行うため概ね月 1 回以上の訪問と通所を組み合わせたリハビリテーションを実施した場合
運動器機能向上加算	232 円	理学療法士・作業療法士・看護職員による個別的なリハビリテーションを実施した場合
口腔機能向上加算 (I) ※原則 3 カ月、月 2 回上限	154 円	口腔機能の低下やその恐れのある方に、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員が口腔機能向上サービスを提供している場合 (II は口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、口腔管理にあたり必要な情報を活用している場合)
口腔機能向上加算 (II) ※原則 3 カ月、月 2 回上限	165 円	
栄養アセスメント加算	51 円	各職種が協働して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者もしくはご家族へ説明、相談に応じるとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提供してフィードバックを受け、栄養管理に当たり必要な情報を活用している場合
栄養改善加算 ※原則 3 カ月、月 2 回上限	206 円	低栄養状態またはその恐れのある方に対し、協働して栄養ケア計画を作成し、必要に応じて管理栄養士等が自宅へ訪問して栄養改善サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算 (I)	495 円	選択的サービスを 2 種類実施している場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) ※6 カ月に 1 回限度	20 円	利用開始時及び利用中 6 カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、利用者に係わる情報を地域包括支援センター担当者等と文書で共有した場合 (II は栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に限る)
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) ※6 カ月に 1 回限度	5 円	
若年性認知症受入加算	247 円	若年性認知症の診断を受けている場合
事業所評価加算	123 円	介護予防通所リハビリテーション利用者のうち、60%以上の方が選択的サービスを受けている場合
長期利用に伴う減算	要支援 1	-20 円
	要支援 2	-41 円
		利用開始より 12 カ月経過した場合の減算 ※令和 3 年 4 月 1 日以前より利用されている方は、令和 4 年 4 月分より減算の対象となります

(2) その他の料金 ※印は該当時のみ請求

項目	金額	詳細	項目	金額	詳細
日常生活品費	100 円/日	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等	※紙オムツ	100 円/枚	利用した場合のみ (税込)
教養娯楽費	150 円/日	レクリエーションで使用する材料費等	※紙パンツ	170 円/枚	
おやつ代	50 円/日	希望者のみ	※尿とりパット	50 円/枚	